

議案第90号

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年12月7日提出

多可町長 吉 田 一 四

## 多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町営住宅管理条例（平成17年多可町条例第180号）の一部を次のように改正する。  
第5条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- （1） 町内に住所若しくは勤務場所を有する者であること又は入居することができる者若しくは同居者の親又は祖父母のいずれかが町内に住所を有する者であること

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に町営住宅に入居している者については、改正後の条例の相当規定により入居を認められた者とみなす。

多可町営住宅管理条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 普通町営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 普通町営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p><u>(1) 町内に住所若しくは勤務場所を有する者であること又は入居することができる者若しくは同居者の親又は祖父母のいずれかが町内に住所を有する者であること</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>